批評・紹介

清代幕府人事制度

繆全吉著

中華民國六十年五月　臺北　中國人事行政月刊社　A5判　本文二七六頁　附錄・書目六八頁

「佐官檢吏」と呼ばれる役割を演じる所謂幕友は、官廳における事務請負人とでも稱すべき胥吏とともに、中國近世史上に見られる特異なる存在である。兩者は對立的に官廳に附屬していたわけで、相互の關係は極めて密接であることは言うまでもない。その意味で研究上に求められる史料は、幕友においても胥吏においても殆んど同範圍に存在すると考えられる。したがって兩者を同時に對象として研究を進めることが、もっとも適切な研究方法であると思う。本書の著者繆全吉氏も、もちろんこの方針に基づいて研究を續けて來られた。

著者は臺灣の中興大學公共行政學科を卒業され、臺灣大學政治學修士、政治大學政治學博士の課程を經、それぞれの學位を取得され、現在臺灣大學教授である。氏はおよそ十年に亘って明清時代における幕友と胥吏を中心課題として研究をされ、すでに多くの論文を發表しており、そのうち、明代の胥吏に關する部分は、すでに一九六九年に博士論文として提出された「明代胥吏」（民國五八年十一月　臺北　嘉新水泥公司文化基金會研究論文・第一四八種　A5判　本文二五〇頁　特錄・附錄・書目・索引五三一頁）の大著に集約されている。清代の幕友に關する研究の集大成として刊行されたのがここに紹介する「清代幕府人事制度」である。氏は、他に清代の胥吏についても引續きその研究成果を發表されており、この分野の研究において最先端をいく學者であると言えよう。筆者は、氏の多數の勞作の中から、ここでは「清代幕府人事制度」の一書だけを取り擧げて紹介し、併わせて若干の感想を述べたいと思う。なお、紙數の關係から、內容の紹介は著者がもっとも苦心を拂われた第一章を中心に行ない、餘は要點だけを擧げることにしたい。

本書の構成は、「序」、「導言」及び「徵引書目」を除いて、左の通りである。

第一章　游幕活動
第二章　官幕關係
第三章　幕席類別
第四章　游幕方式
第五章　游幕條件
第六章　幕才培養
第七章　幕館要項
第八章　幕府生活
附錄一　陳天錫著「清代不成文之幕賓門丁制度」
附錄二　陳天錫著「清代幕賓中刑名錢穀與本人業此經過」
附錄三　陳天錫著「清代幕府制度序」
附錄四　薛福成著「敍曾文正公幕府賓僚」

附錄五　兪雨娣著「曾國藩幕府賓僚年譜」
附錄六　兪雨娣著「曾國藩幕府賓僚入幕經過表」

以上の目次からもわかるように、全編に亘って著者が論理的展開を試みようとするところは殆んど見られず、むしろ氏は專ら史料に基づいて事實の眞相、すなわち清代幕府人事制度の實態を追究しようとされた。氏の言葉を借りれば、「復其故事」であり、したがって綜合的な結論も省略されている。卷末に附錄として陳天錫氏ら三氏の文を掲載したことについては、研究上の示唆を與えられた三氏に對して敬意を表わすためであると著者は序文に記している。では各章の内容を要約することにしよう。

緒言（導言）においては、まず著者は幕府の性格を「掌政務之機要、居官而無官職、辦公而無關防」の三つの言葉で說明し、本書に引用された資料は史書・文集・筆記の外、幕府老夫子の口述をも含めていると述べ、後半では清代の督撫幕府の誕生とその變遷、幕府・幕賓・幕友・幕客の諸名詞の出典、及び幕府制度と幕僚制度との區別等について說明を加える。以上の内容は簡潔に處理されており、特に指摘すべき點はないが、口述資料を提供した幕府老夫子陳天錫氏について一言加えておきたい。陳氏は十八才の時から兄の天驄に從って幕學を習い、二十二歲（光緒三十二年）まで、六年を經て五つの幕府に就館（就職）した（附錄二參照）。したがって陳氏の口述は本書の貴重な資料の一部をなしている。

第一章　「游幕活動」は「游幕要義」、「佐官檢吏」、「萬里游幕」、「自由結合」の四節に分けられているが、本章の主な論點を擧げれば、以下のとおりである。著者は幕府制度の形成時期を明代に求めた。明朝政府はその支配體制を強化するため、督撫制度を設けたが、督撫は彼らに直屬する屬官がなかったため、京吏を從えて任地に赴き、また、筆墨を掌る幕友を招聘した。この筆墨を掌る幕友が後の書啓老夫子又は奏摺老夫子の濫觴である。なお、この時代には、朝臣が朋黨を結成して權力をふるう傾向を受けて、中央高官の間にも私的に幕友を招請する風潮が廣がりつつあった。この影響を受けて、司・府・州・縣等の各級地方衙門も爭って幕友を招聘するようになったが、督撫に對して公務上の便宜を得るため、地方官僚は往往督撫や督撫幕府の幕友に通じてその幕友を物色する。幕府制度の形成にはまた別の原因がある。それは「儒」官と「法」吏の分化に關る。隋唐以後、科擧制度の發達によって、官僚の多くは詩賦・經術ばかりを學び、法律・經濟などの知識に缺けていた。逆に胥吏は專ら律例を習い、實務だけを擔當し、しだいに職業化してきた。このような傾向は明代に降って一層顯著になった。また、官僚は任期と本籍廻避の關係で、轉々と任地を動いたが、これに反して、胥吏は概ね本地出身であり、土地の事情に詳しく、しかも傳統的な組織を持っている。このように、官と吏との關係が主客顚倒になると、人を制する者が却って制される狀態に陷ってしまうことになる。そこで劣勢を取戻そうとする官僚は、律制に通曉している幕友を招いて胥吏の監視を企圖した。ここに登場してくるのが所謂刑名・錢穀の師爺（幕友の別稱）である。これらの實務的幕友は主に京吏出身者で占められ、彼らの多くが紹興出身者であるところから、刑名・錢穀等の幕友は紹興師爺とも呼ばれる。京吏や幕友のうちに、紹興出身者がもっとも多かった理由は、明の太祖・成祖の時、蘇浙の上戶が南京・北京に移されたが、その中で紹興出身者の數が相當な比率を占めたことと、紹興の地が人口稠密にして土地が

狭いわりに經濟的にはふるわず、したがって外地へ出て發展を求める者が多かったことの二點にある。幕友は長官と胥吏の間に立って、一方では長官を助け、他方では惡胥を檢舉する。すなわち「佐官檢吏」が幕友の役割である。この幕友の存在によって、官と吏との間に均衡が保たれたわけである。幕友がこの「傭書」とも言える生涯を選んだのは、主に貧困が原因である。然るに、幕友が入幕した後、その去就は全く本人の意志次第であるから、彼らと長官との關係は終始自由な結合に基づくものであった。

第二章　「官幕關係」は、「師弟關係」、「朋友關係」、「賓主關係」、「同志共事關係」、「親信關係」の五節に分けられている。幕友の中には、長官の元の先生・學生・友人等があり、賓客として入幕した者も少なくなかった。また、長官と幕友は同志のように一緒に働き、目標が一致すれば、兩者は生死をともにすることさえあった。さらに、幕友は殆んど常に長官の身邊に居って重要な事務を掌るため、長官との關係は非常に親密であり、その結果、長官と異姓兄弟になったり、姻戚關係を結んだりすることもあった。老夫子・師爺・幕賓・幕友・幕客等の名詞が生まれたのも以上のような官幕關係を反映したためである。

第三章　「幕席類別」は、「幕席概要」、「刑名・錢穀」、「書啓・硃墨・徵比・帳房・教讀與閱卷」、「戎幕與洋幕」、「專業機構」の五節に分けられている。幕席の分類について、著者はまず從來の說を檢討した上で論を起す。著者の主張としては、清代の地方衙門には、刑名・錢穀・書啓・硃墨・徵比・帳房・教讀の七つの常設幕席及び場合によって設けられる閱卷・戎幕・洋幕・專業機構の幕席があった。幕友の員數は、各衙門の政務の繁簡によって、二・三人から十餘人程度であり、したがってある衙門では一人の幕友が同時に數席の事務を兼ねていた。幕府における幕友の地位は、それぞれの擔當する事務の重要性によって決定される。その等級は、（上）刑名・錢穀、（中）帳房・書啓・教讀、（下）徵比・硃墨となっていた（ただし、上級衙門の奏摺老夫子の地位も第一級に屬す）。幕友は個人的に長官に對して責任を負うのであり、各幕席には主任というものは置かれなかった。

刑名・錢穀兩席は各衙門長官の考績に關るだけに、長官は頗るそれを重視し、それゆえ、この兩席の組織は、他の幕席と比べて規模が大きかった。刑名・錢穀師爺は、それぞれ長官を助けて訴訟・錢糧等のことを處理する。書啓は專ら長官の應酬文章乃至機密文書等を掌る。督撫等の憲司衙門の奏摺老夫子もこの類に含まれる。硃墨の職務は下行公文書を校正して硃筆で印をつけることである。徵比は錢糧徵收に當って、徵收の結果を調べる。帳房は銀錢支出を掌るが、主に銀の成分を檢査する。教讀は家庭教師として長官の子弟を教える。閱卷は科擧を行なう際、試驗答案を見る。

戎幕は兵亂に應じて設けられるものである。この類の幕友は參謀として、戰術から軍糧の補給及び文書等廣範な面に亘って軍事顧問的な役割を果す。戎幕の幕席は、清の太祖・太宗の時代にすでに存在し、太平天国の亂以後、さらに廣く設けられた。清代地方衙門の幕府制度は戎幕から變化して來たものであるが、後の幕僚制度も同じ源流から生まれた。なお、洋務運動の興起に伴ない、洋幕と言う幕席も生まれたが、その職務は、兵器の製造・外交交渉・海防・郵傳・實業・巡警・農林・學堂等である。他に、發審局・書局・釐捐局・善後諸局・洋務各局等の專門機關にもそれぞれ幕席を設けてい

た。

第四章、「游幕方式」は、「人才難得」、「主動延訪」、「被動敦聘」、「因緣遇合」の四節に分けられている。第一節は求人の難しさについての一般論であり、第二節以下は著者が多數の幕友の入幕經過を調べて分類した三つの游幕方式の說明である。三つの方式は、またそれぞれ以下のように分けられる。(1)主動延訪――「官學所知」、「倩人作伐」、「奉調入幕」。(2)被動敦聘――「毛遂自薦」、「曹邱揄揚」。(3)因緣遇合――「偶然遇合」、「因事留佐」。

第五章「游幕條件」は、「形式限制」、「實質條件」の二節に分けられている。第一節で、著者は游幕する者に對する制限はあったが、それは形式のみであり、事實は屬員の入幕を許さなかっただけで、廻避や出身・經歷等の制限は殆んどなかったとまず述べ、次に長官の家族・親戚・師生・友人、又は殿試・會試・鄕試・童試・監生・留學生の出身者、或いは外官・京官・大學校長・外交官を經歷した者等から幕友になった例を擧げて「形式限制」を立證している。第二節では、游幕に必要とされる實質條件として(1)涵蘊條件、(2)德行、(3)才學、(4)異能、(5)藝術の五つがあると述べている。

第六章「幕才培養」は、「學幕機構」、「學幕情況」、「要求標準」、「敎用合一」の四節に分けられている。幕學を習う者は、主に實務的幕友、すなわち刑名・錢穀師爺になろうとするものに限られていた。ところで、幕府人材の養成は、全く師承によるもので、その方式には「世守其業」、「親故相傳」、「師從薪傳」が考えられる。修業過程は「看公事及讀律」、「練習辦案」、「正式辦案」の三段階に分かれ、その期間は普通三年から七年になっていた。讀むべき書籍は數十種以上もあるが、そのうち、もっとも多いのは法律に關するものである。つまり、律例に精通することが學習の第一目標であった。他に掌故・一般常識・文學等の充實も重要なことであった。修業の場所は衙門内にあるから、修業者は學びながら實務に參與する。すなわち「敎用合一」である。

第七章「幕館要項」は、「幕府館期」、「幕中禮遇」、「幕府待遇」、「獎懲前途」の四節に分けられている。長官は手厚い禮を以って幕友を招聘する。兩方の間で話合いがついたら、まず長官の方から幕友に關書を送る。關書は一種の契約書で、それに待遇等を書く。就館の期間は明記しないが、長官とともに進退するのが一般の慣例であった。館期の終了は、長官の死亡乃至辭職、或いは幕友の個人的事情、例えば「歸養」・「應考」によって生じる。幕府において、長官と幕友の互いの稱呼は、長官は幕友を一律に「老夫子」・「先生」或いは「老先生」と稱するが、幕友が長官を呼ぶ場合は、それぞれの長官の肩書によって決まる。例えば、州縣を「老東」、府を「太守」、道を「觀察」、臬を「廉訪」、藩司を「方伯」、總督を「制軍」と呼ぶといった具合である。長官と幕友は互いに誠信の原則を守る。なお、公務上における責任はすべて長官が負うので、誤りがあっても幕友は法律的な處分を受けることはない。また、長官は幕友に對していろいろな面倒―例えば、婚・喪等―を見る。幕友に與える俸給は「束脩」と呼ばれるが、それは政府の金ではなく、全く長官のふところから出るものである。その主な財源としては、陋規・耗羨・養廉銀等がある。束脩の金額は、大抵月に銀三・四十兩から百兩になっていた。束修以外に、幕友には「贄敬」・「年節敬」・「席敬」・「賸敬」・「酬贈之敬」の金が贈られる。幕友の住居、すなわち幕齋は衙門の内にある。食事は官から支給され、外出の際は

「肩輿」を用い、さらに僕役も與えられていた。勤務時間の規定はなく、新年には殆んど家へ歸ることが出來た。通常の日においても休暇が取れたことは勿論である。幕友の中には、良い者も惡い者もいるから、奬懲ということも必要となる。すなわち劣幕に對しては、驅逐の方法が一般に用いられ、良幕に對しては、長官は彼らの將來の出世を助ける等が行なわれていた。

第八章　「幕府生活」は、「蓮幕特色」、「休閒活動」、「志異述怪」の三節に分けられている。著者は第一節で、「賓主相處」、「賓友共處」、「幕賓自處」について說明し、第二節では、「公餘娛樂」、「節慶飲宴」、「言詞樂趣」等の活動を述べ、第三節では、幕友の獨特な趣味を擧げている。この節の內容は、「怪力亂神之形成」、「扶亂及修煉」、「旅途情幻」、「談狐說鬼」の四項を含む。

以上が筆者の觀點から取り擧げた本書の要點である。附錄六篇については紙面の都合で、紹介を割愛した。

著者は、莫大な數に上る史書・文集・傳記・隨筆・論文等を讀破され、並びに緻密な考證學的態度を以って考察を進められた。內容は充實しており、論點も體系的によく整理されている。この研究によって、清代の制度史研究は、さらに一歩前進したと評價されよう。なお、清代の政治・社會制度等の研究を志す者にとっては、本書は史料索引としても利用できると思う。筆者は、清朝の制度史に對しては、全くの素人であり、著者の著書や論文より多くのものを學ばせていただいた。したがって、ここでは疑問もしくは期待として、幾つかの問題を提起したい。

著者は、第一章の萬里游幕について、幕友の游幕は主に貧困が原因であると述べられた。しかし、幕友の中に、京吏出身者が多數いたことから考えれば、このことは檢討する餘地があろう。なぜなら、京吏になる前までは、貧困であったとしても、京吏になった以後においては、彼らの經濟狀態は改善された筈である。まして、殿試・會試・鄕試の出身者乃至京官を經歷した者等から幕友になった者も少なくなかったのである。もちろん、著者は實例を擧げて左證されているのだが、それを全體の狀態として立論するには、なお說得力を缺く。

第二章の官幕關係について、著者は、長官と幕友の間に師弟・朋友・賓主・同志・親信のような關係が存在していたと述べられた。ところが、このような關係は、賓主の關係を除けば、一般官僚機構にもないとは限らない。ことに親信關係の「信」という關係は、殆んどの機構にとっても同じく不可缺なものではないか。したがって、この五つの關係は、幕府人事制度の研究において、一章を占めるほどの重要さがあるかどうか疑問である。

なお、紹興師爺について、幕友の中に、紹興出身の者が多かった事實は、幕府人事制度を理解する上で重要な問題である。したがって、筆者はこの點について、より深く追究する必要があると思う。例えば、紹興師爺が多數を占めていた理由を求めるには、浙江省の經濟狀況と紹興商人の存在を見逃してはならない。清初における紹興商人の活躍については、加藤繁氏が夙に說かれたところであり、その意味からも紹興商人と紹興出身胥吏乃至紹興師爺との間にはなんらかの關係があったのではないだろうか。なお、江浙地方は中國において經濟的先進地域であり、紹興商人の蹶起もこれと關係あると思うが、浙江の紹興では、四・五人が資本をだしあって、その中の一人の名前で官職を買うと云うことも見られる（『醒世恒言』）。

これも紹興胥吏、又は紹興師爺と關係を有していたであろう。また、清代において、江淮地方に經世致用學が提唱されていた。これも多かれ少なかれ紹興師爺とつながりがあったと思う。因みに紹興師爺については、宮崎市定氏も「清代の胥吏と幕友」（東洋史研究第一六卷第四號　一九五八年）に說明をされている。

次に、幕友の志異述怪と幕友の束脩財源について、著者は、清代の幕友人事制度の全貌を究明するため、あらゆる面に亘って詳細を盡された。しかし、制度史研究として、談狐說鬼のような細かいことを取扱うよりも、制度そのものを維持させる經濟的基盤、すなわち幕友の束脩財源である陋規・耗羨・養廉銀等について、より深い關心を持つべきではなかろうか。この財源問題についても、宮崎氏が前揭の論考で詳しく論述されている。著者がもし宮崎氏の說を活用されれば、束脩財源についての說明はもっと充實したものになると思われる。

最後に、幕友乃至胥吏の研究について、日本の學界もかなりの成果を擧げている。前揭の宮崎氏の論文以外に、なお、幾つかが見られる。例えば、服部宇之吉氏『清國通考』第二篇第四「吏ト幕友」（三省堂書店　一九〇五年）、細井昌治氏「清初の胥吏」（社會經濟史學　十四―六　一九四四年）及び佐伯富氏「胥吏制度の成立」（岩波講座　世界歷史　9　一九七〇年二月）等の如くである。これらの論文も、官と吏との分化について、それぞれ言及されている。著者は、本書において、日本の研究文獻をも引用されており、國內の研究に限らず、海外にも視野を開かれている。したがって、筆者が以上に擧げた諸研究をも活用されたらよかったのではなかろうか。

以上、本書に對する筆者の讀後感と若干の疑問點を述べたが、それらはいずれも本書がなしえた清代幕友制度に關する實證的諸成果に比べれば、ほんの瑕瑾にすぎない。ともあれ、本書が、官僚制度の本質を理解する上で胥吏とともに不可缺な存在である幕友を制度史的に解明した好著であることは間違いない。最後に、著者の意を誤解したり、本書を充分に紹介しえなかったのではないかとひそかに恐れている。著者ならびに讀者の御海容をお願いしたい。

（楊　合義）

Village and Bureaucracy in Southern Sung China

Brian E. McKnight

The University of Chicago Press, Chicago, 1971, p.p. xii, 220.

著者ブライアン・E・マックナイト氏は、シカゴ大學でクラッケ教授の指導を受けたアメリカの若手の宋代史研究者で、宋代社會史、とくに法と政治について專攻しているようである（一九七二年末現在、ハワイ大學在任）。

氏の既發表の業績としては次のものがある。

Selection of Southern Sung Village Officers: To Whom Power?, *MS* XXVII, 1968.